

京都市告示第117号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年4月11日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人保健福祉の会	児童発達支援	第二パーチェ 2650300029	京都市中京区西ノ京中御門東町51-3	令和7年 3月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)